

# 土壌汚染の調査・対策に関する 手続の御案内

川崎市では、市民の健康を保護するとともに安全な生活環境を確保することを目的として、国の「土壌汚染対策法」(以下「土対法」と記載)市の「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」(以下「市条例」と記載)に基づき、事業者等への指導や助言を行っています。

## \* 目次 \*

- ① 土対法と市条例の調査・対策・管理
- ② 土対法に基づく指定の申請について(任意)
- ③ 3,000m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更について
- ④ よくある質問 Q&A

## まず初めに、こちらを確認してください。

**1項目でも該当する場合には、土壌調査や届出の対象となる可能性があります。**

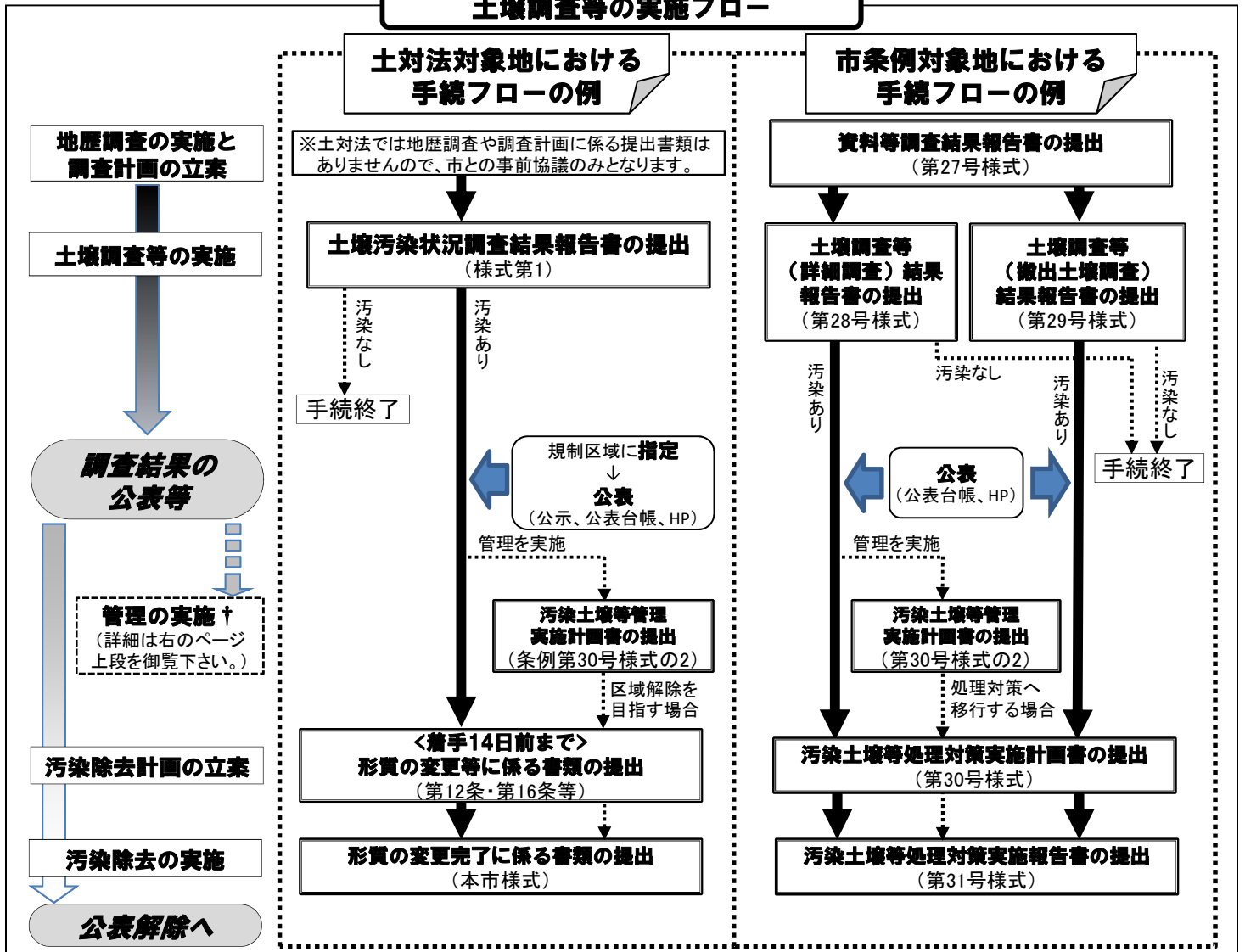
- 事業所に水質汚濁防止法又は下水道法の特定施設がありますか。  
また、その特定施設では特定有害物質の取扱いがありますか。  
(又は、過去にありましたか。) 特定施設の確認方法については『Q&A Q1』を御覧ください。
  - 平成15年2月15日以降に特定施設で特定有害物質の取扱いがあった場合には、**土対法に基づく土壌調査が必要**になる可能性があります。
  - 平成15年2月15日以前に特定施設で特定有害物質の取扱いを終了した場合には、**市条例に基づく土壌調査が必要**になる可能性があります。  
『① 土対法と市条例の調査・対策・管理』を確認して下さい。
- 対象の土地は過去に事業所がありましたか。(おおよそ昭和20年頃から現在まで。)  
また、過去に事業所等があった場合には、当該事業所等で特定有害物質の取扱いがありましたか。特定有害物質の取扱いの確認方法については『Q&A Q3』を御覧ください。
  - 特定有害物質の取扱いがあった事業所等の跡地 又は 不明な場合には、**市条例に基づく土壌調査が必要**になる可能性があります。  
『① 土対法と市条例の調査・対策・管理』を確認して下さい。
- 工事面積は3,000m<sup>2</sup>以上ですか。
  - 工事における掘削及び盛土を行う面積の合計が3,000m<sup>2</sup>を超える場合には**土対法に基づく届出が必要**になる可能性があります。  
『③ 3,000m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更について』を確認して下さい。

# ① 土対法と市条例の調査・対策・管理

	土対法第3条	市条例(第81条～第87条)
<b>調査対象地</b>	土対法施行日(平成15年2月15日)以降、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地	過去の土地の利用状況等からみて、特定有害物質等を取り扱ったおそれがある事業所(以下「事業所」という。)の敷地又はその跡地
<b>調査等の義務が生じる契機</b>	水質汚濁防止法及び下水道法に規定する特定施設(特定有害物質を使用しているものに限る。)を廃止する場合 ※一定の条件を満たした場合は、調査が一時的に免除される(第3条第1項ただし書き)。	<b>土地改変等の機会</b> ※土対法に基づく土壌調査等を実施する場合を除く。 事業所の移転若しくは廃止、事業所の敷地若しくはその跡地の再開発等又は土地所有者の変更を行う機会 ( <b>詳細調査</b> ) 事業所の敷地内の建設工事等により当該事業所の敷地外に土壌を搬出する機会 ( <b>搬出土壌調査</b> )
<b>公表</b> ※土壌汚染が判明した場合	・ <b>規制区域(☆)</b> に指定し、公示 ・台帳を作成し、閲覧に供する。 ・市のホームページに掲載	・台帳を作成し、閲覧に供する。 ・市のホームページに掲載

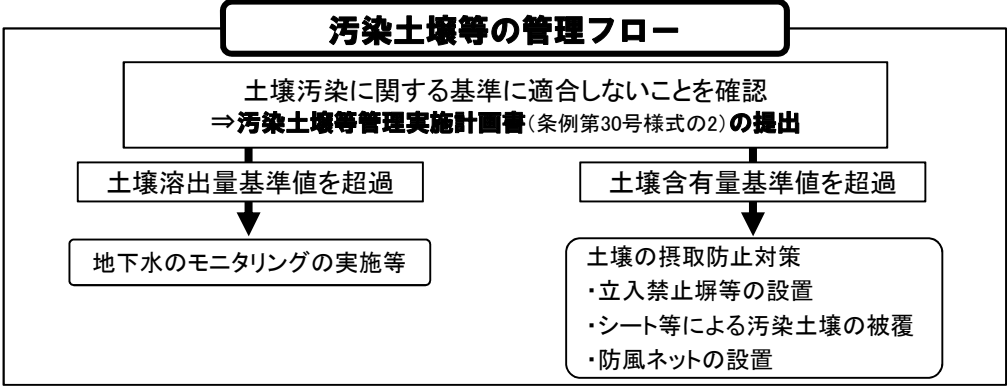
(☆)土対法に基づく規制区域	要措置区域	形質変更時要届出区域
	健康被害が生じるおそれがある場合等、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域	健康被害が生じるおそれがない場合等に、土地の形質の変更しようとするときの届出をしなければならない区域 自然由来や埋立資材に由来する土壌汚染の場合は、自然由来特例区域、埋立地特例区域、埋立地管理区域に指定されます。

## 土壌調査等の実施フロー



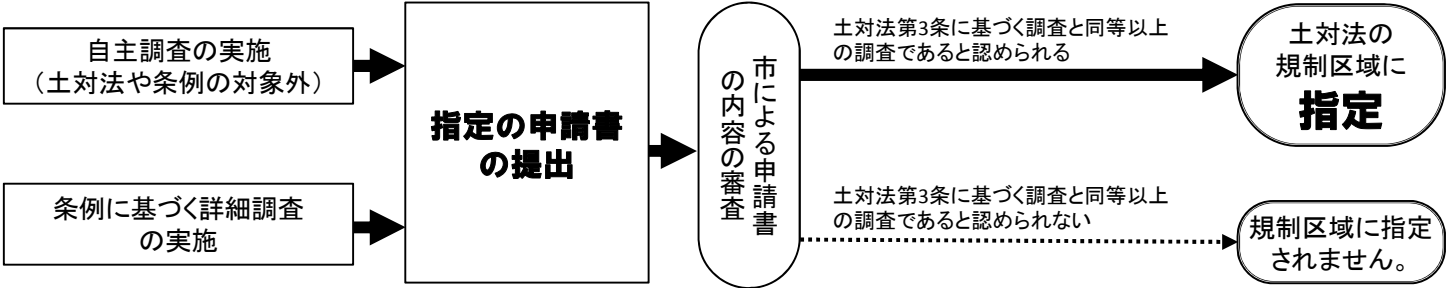
※このリーフレットでは、手続の代表的な例を示しているものであり、全ての手続を網羅していません。具体的な手続に際しては、必ず御相談ください。

**↑汚染土壌の管理方法について**  
 速やかに汚染土壌等の処理対策に着手することが困難な場合  
 又は土対法の形質変更時要届出区域については、  
**汚染土壌の拡散等を防止するために必要な管理等を実施することになっています。**  
**※平成23年10月1日から適用**



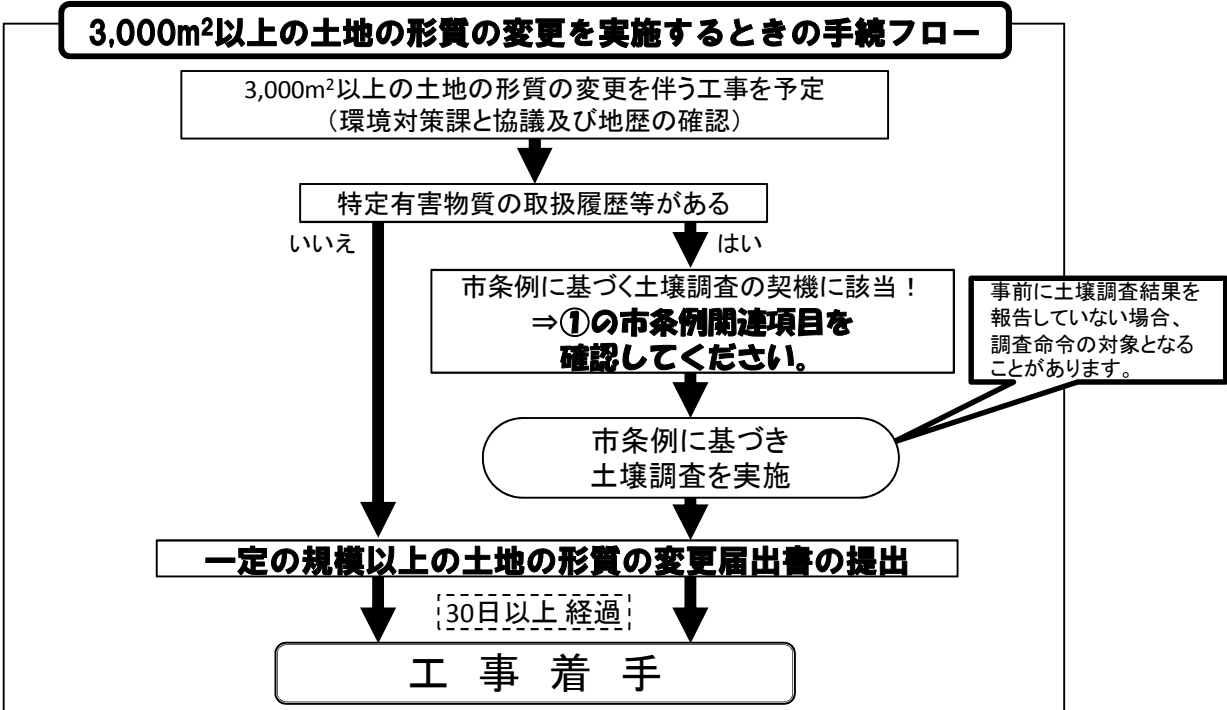
**②土対法に基づく指定の申請について（任意）**

土対法の義務によらない土壤調査により土壤汚染が判明した区域を自主申請して  
 土対法の規制区域として指定を受けられる制度です。（土対法第14条）



**③3,000m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更について**

3,000m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更を伴う工事では、形質変更の**30日前までに**  
**過去の特定有害物質の取り扱いの有無にかかわらず**届出が必要です。（土対法第4条第1項）



**※このリーフレットでは、手続の代表的な例を示しているものであり、全ての手続を網羅していません。具体的な手続に際しては、必ず御相談ください。**

## ④ よくある質問 Q & A 問い合わせ前にまずこちらを御覧下さい。

Q1 この場所に**特定施設**がありますか。

A1 水質汚濁防止法及び下水道法による特定施設の届出状況については、環境局環境対策部環境対策課の閲覧コーナーにて確認ができます。

Q2 **特定有害物質**とは何ですか

A2 特定有害物質等の種類及び基準値を下記に示します。市条例は土対法の対象である**25項目**に加えて**ダイオキシン類**が該当します。

特定有害物質等及び基準値

		<直接摂取によるリスク> 土壌含有量基準	<地下水等の摂取によるリスク> 土壌溶出量基準		
特定有害物質等(市条例)	揮発性有機化合物 (第1種特定有害物質)	四塩化炭素	—	検液 1 Lにつき0.002mg以下	
		1,2-ジクロロエタン	—	検液 1 Lにつき0.004mg以下	
		1,1-ジクロロエチレン	—	検液 1 Lにつき0.02mg以下	
		シス-1,2-ジクロロエチレン	—	検液 1 Lにつき0.04mg以下	
		1,3-ジクロロプロペン	—	検液 1 Lにつき0.002mg以下	
		ジクロロメタン	—	検液 1 Lにつき0.02mg以下	
		テトラクロロエチレン	—	検液 1 Lにつき0.01mg以下	
		1,1,1-トリクロロエタン	—	検液 1 Lにつき1 mg以下	
		1,1,2-トリクロロエタン	—	検液 1 Lにつき0.006mg以下	
		トリクロロエチレン	—	検液 1 Lにつき0.03mg以下	
		ベンゼン	—	検液 1 Lにつき0.01mg以下	
		特定有害物質(土壌汚染対策法) 重金属等 (第2種特定有害物質)	カドミウム及びその化合物	土壌 1 kgにつき150mg以下	検液 1 Lにつき0.01mg以下
			六価クロム化合物	土壌 1 kgにつき250mg以下	検液 1 Lにつき0.05mg以下
	シアン化合物		土壌 1 kgにつき遊離シアン50mg以下	検液中に検出されないこと	
	水銀及びその化合物		うちアルキル水銀	土壌 1 kgにつき15mg以下	検液 1 Lにつき0.0005mg以下
					検液中に検出されないこと
	セレン及びその化合物		土壌 1 kgにつき150mg以下	検液 1 Lにつき0.01mg以下	
	鉛及びその化合物		土壌 1 kgにつき150mg以下	検液 1 Lにつき0.01mg以下	
	砒素及びその化合物		土壌 1 kgにつき150mg以下	検液 1 Lにつき0.01mg以下	
	ふっ素及びその化合物		土壌 1 kgにつき4000mg以下	検液 1 Lにつき0.8mg以下	
	ほう素及びその化合物	土壌 1 kgにつき4000mg以下	検液 1 Lにつき1 mg以下		
	有害物質等 (第3種特定有害物質) 農薬等	シマジン	—	検液 1 Lにつき0.003mg以下	
		チウラム	—	検液 1 Lにつき0.006mg以下	
		チオベンカルブ	—	検液 1 Lにつき0.02mg以下	
		PCB	—	検液中に検出されないこと	
有機りん化合物		—	検液中に検出されないこと		
	ダイオキシン類	土壌 1 gにつき1000pg-TEQ以下	—		

Q3 **土地の履歴調査**や**特定有害物質等の取扱履歴調査**はどのように確認するのですか。

A3 下記のような資料が考えられます。

### <土地の履歴調査>

- ・土地登記簿謄本
- ・航空写真
- ・古住宅地図
- ・旧地形図

航空写真及び旧地形図はまちづくり局都市計画課で購入可能です。

### <特定有害物質等の取扱履歴調査>

- ・原材料リスト
- ・取扱物質リスト
- ・生産フローリスト
- ・焼却炉の有無
- ・変圧器(トランス)、コンデンサの有無
- ・生産品目リスト
- ・廃棄物リスト
- ・図面(工場配置図)
- ・社史

なお、川崎市では有害物質の取り扱いについて情報提供は行っていません。

Q4 **土壌調査を実施**するのは誰ですか。

A4 **土対法の調査**は、法第5条第1項に規定する**指定調査機関**に実施させることと定めていますが、市条例では調査機関の規定はありません。しかし、**市条例に基づく土壌調査**についても**指定調査機関**に実施させることが望ましいと考えています。

指定調査機関の一覧は環境省のホームページに掲載されています。

Q5 土壌調査についての相談窓口はどこですか。

A5 土壌調査については、**環境局環境対策部環境対策課土壌担当**までお問い合わせください。問い合わせ先は下記に示します。**相談にお越しになる際には、事前に電話等で予約をして下さい。**

問い合わせ先

川崎市環境局環境対策部環境対策課 土壌担当

市役所第3庁舎17階

電話 044-200-2534・2528

<http://www.city.kawasaki.jp/30/30suisi/home/dojou/dojou.htm>